

議案第 52 号

太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例について

太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和5年12月 1日 提出

太宰府市長 楠 田 大 蔵

理 由

条例施行後21年を迎えるに当たり、適用期間の3年延長を行うため、条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

太宰府市歴史と文化の環境税条例の一部を改正する条例

〔 令和 年 月 日 〕  
〔 条 例 第 号 〕

太宰府市歴史と文化の環境税条例（平成 14 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項中「令和 6 年 5 月 22 日」を「令和 9 年 5 月 22 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。